

Shufoo!(シュフー)サービス利用約款

第1章 総則

第1条 (定義)

本約款において次の各号に挙げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

- (1) 「本サービス」とは、凸版印刷株式会社（以下「当社」といいます）が「Shufoo!」として運営するサービスであって、本コンテンツを本メディアに配信する基本サービスとこれに付随するオプションサービスの総称をいいます。
- (2) 「基本サービス」とは、本コンテンツを当社の仕様に基づきインターネットを経由して本メディアに対して配信するサービスをいいます。
- (3) 「オプションサービス」とは、出稿主が各種の利用申込書において選択することにより、基本サービスに付随して当社が提供する各種のサービスをいいます。なお、オプションサービスの内容は、当社が別途提示するものとします。
- (4) 「本メディア」とは、当社が基本サービスとして本コンテンツを配信する対象の、当社が運営する「Shufoo!」サイトまたは当社が提携する第三者（以下「提携先」といいます）が保有または管理する Web サイトを含む各種のメディアおよび本コンテンツの配信対象となる出稿主が指定する各種の Web サイトの総称をいいます。なお、本メディアの詳細については当社が別途提示するものとします。
- (5) 「情報素材」とは、本コンテンツの素材として出稿主が当社または代理店に提供する、チラシ原稿、および店舗情報、広告宣伝情報ならびにその他の営業情報の総称をいいます。
- (6) 「本コンテンツ」とは、情報素材に基づき制作され、本サービスにおいて本メディアに配信される、当社の仕様による電子データをいいます。
- (7) 「コンテンツ掲載基準」とは、当社または提携先が定める、本サービスにおける配信の可否を定める本コンテンツの内容の基準であって、別途当社が提示するものをいいます。コンテンツ掲載基準は、本メディアの種類ごとに複数種存在することがあります。
- (8) 「本システム」とは、本サービスを提供するために、当社または当社の委託先もしくは提携先が管理・運営するサーバ、回線、周辺機器、各種データベースおよび関連アプリケーション等から構成される一連のシステムをいいます。
- (9) 「出稿主」とは、第6条（利用契約の成立）に基づき当社または代理店と利用契約を締結した、本サービスの利用者をいいます。
- (10) 「出稿主設備」とは、本サービスの提供を受けるため出稿主が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器およびソフトウェアをいいます。
- (11) 「利用申込書」とは、本サービスの利用を申込みのための、当社所定の各種の申込書をいいます。利用申込書には、「Shufoo!サービス利用申込書」のほか、個々の本メディアおよびオプションサービス専用の申込書等があります。
- (12) 「利用契約」とは、第6条（利用契約の成立）の規定に基づき、本約款の規定を契約条件として成立する、当社または代理店と出稿主との間で締結される本サービス利用のた

めの契約をいいます。

- (13) 「価格表」とは、当社が定める、本サービスの料金を記載した「Shufoo!価格表」をいいます。
- (14) 「アクセスユーザー」とは、本メディアにアクセスしてその内容を受信・閲覧する者をいいます。
- (15) 「ID・パスワード」とは、当社が出稿主に対して発行する、その設定・組合せにより、出稿主を識別し、認証するための符号をいいます。
- (16) 「代理店」とは、当社が代理店として認定した者であって、出稿主と当社との利用契約を媒介し、または自らを本サービスの提供者として本サービスを再販売する者をいいます。

第2条（約款の適用）

1. 本約款は、本サービスを利用する出稿主と当社または代理店間に適用されるものとします。
2. 出稿主が選択する個々の本メディアまたはオプションサービスについて、当社が個別の利用約款およびその他の利用条件を定めている場合には、それらは本約款に優先して適用されるものとします。

第3条（約款の改訂）

1. 当社は、自己の裁量により本約款を改訂できるものとします。
2. 当社は、改訂後の約款を当社または代理店と出稿主間で既に締結された利用契約に適用する際は適用開始の30日前までに、改訂後の約款を出稿主に提示するものとします。
3. 前項により当社が改訂後の約款を提示した後30日以内に、出稿主より当社所定の解約申込書により解約の申出があった場合には、解約希望日をもって、利用契約は解約されるものとします。なお、当該解約希望日は、第9条（利用契約の解約）第1項の規定に準じて決定されるものとします。
4. 前項の場合を除き、第2項に定める適用開始日以降は、現行の本約款に代わり改訂後の約款が適用され、利用契約の内容になるものとします。

第2章 本サービスの内容

第4条（本サービスの概要）

1. 当社は、出稿主との利用契約に基づき、本サービスとして以下の各号に定めるサービスを提供します。
 - (1) 基本サービス
出稿主の申込内容に基づき、本コンテンツを、当社の仕様に基づきインターネットを經由して本メディアに配信します。申込において選択される本メディアの種類によっては、オプションサービスとなり、別途オプション料金が発生します。
 - (2) オプションサービス
出稿主が利用申込時に、当社が別途提示するサービスのうち出稿主が選択されたサービスを提供します。

2. 本サービスの具体的なサービス内容および利用料金の詳細は、当社または代理店が出稿主に提示する資料（価格表を含みます。）にて記載するとおりとします。ただし、次条（サービス内容の変更）により変更された場合には、変更後のものが適用されます。

第5条（サービス内容の変更）

当社は、出稿主が利用している本サービスの種類またはその内容を変更する場合には、当該変更の30日前までに出版主に変更内容を通知することにより、変更内容が適用されるものとします。ただし、出版主が利用している本サービスの利用料金体系に変更のない、本メディアへの新規のメディアの追加および各種の機能の追加等については、出版主への事前の通知を要することなく、当社の裁量により随時行うことができるものとします。

第3章 利用契約

第6条（利用契約の成立）

1. 本サービスの利用希望者（以下「利用希望者」といいます）は、当社所定の利用申込書に必要事項を記載した上、当社または代理店に提出して、本サービスの利用の申込を行うものとします。なお、利用希望者は本約款の内容を承諾の上かかる申込を行うものとし、利用希望者が申込を行った時点で、当社は、利用希望者が本約款の内容を承諾しているものとみなします。
2. 利用契約は、当社または代理店が前項の利用申込書を受領した後、利用希望者への利用登録完了の通知をもって成立するものとします。
3. 利用契約の内容は、本約款によって定められるものとします。

第7条（利用期間）

本サービスの利用期間は、利用契約で特に定める場合を除き、利用契約に定める本サービスの利用開始日から1年間とします。但し、当社が定める方法により期間満了30日前までに出版主または当社もしくは代理店から別段の意思表示がないときは、利用契約は期間満了日の翌日からさらに同一条件にて1年間自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とします。

第8条（出版主によるサービス内容等の変更申込）

1. 出版主は、利用するサービス内容の変更を希望する場合には、当社所定の変更申込書により変更の申込を行うものとします。また、申込内容等の変更を行う場合も同様とします。
2. 前項に基づくサービス内容の変更に伴う利用契約変更の成立については、第6条（利用契約の成立）第2項を準用するものとします。
3. 前2項に基づきサービス内容が変更された場合には、当社は、変更後の本サービスの利用内容に合わせて第14条（利用料金の支払）に基づく利用料金の請求金額を変更することができるものとします。

第9条（利用契約の解約）

1. 出稿主は、解約希望日の30日前までに、当社所定の解約申込書に必要事項を記載した上、当社または代理店に提出することにより、解約希望日をもって利用契約を解約することができるものとします。なお、解約希望日の記載のない場合または提出日から解約希望日までの期間が30日未満の場合には、提出日より30日後を出稿主の解約希望日とみなします。
2. 当社は、出稿主より、基本サービスにおける新規の本コンテンツの配信の依頼が1年間継続して行われない場合には、当社の裁量により出稿主への何らの通知も要することなく、利用契約を解約することができるものとします。

第10条 (利用契約の解除)

出稿主が次の各号のいずれかに該当した場合には、当社または代理店は、利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 出稿主が本約款または利用契約に違反し、当社または代理店がかかる違反の是正を催告した後も合理的な期間内に是正されない場合
- (2) 利用申込書、その他各種書類または電子メールの記載内容が事実と反する場合
- (3) 手形、小切手の不渡処分を受ける等、支払停止、または支払不能の状態になった場合
- (4) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
- (5) 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行、もしくは競売の申立または公租公課滞納処分を受けた場合
- (6) 破産、特別清算、民事再生もしくは会社更生手続の申立を受け、または自らこれらを申立てた場合、あるいは信用状態に重大な不安が生じた場合
- (7) 解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をした場合
- (8) 前各号の一が発生するおそれがある場合

第11条 (契約終了後の処理)

1. 当社は、利用契約が終了した場合には、出稿主の情報を本メディアから削除することができるものとします。
2. 当社は、利用契約の終了後、情報素材等、本サービスの利用にあたって出稿主から提供を受けた資料・情報等（資料等の全部または一部の複製物を含みます。）を当社の裁量にて保管することができるものとします。ただし、出稿主が要望する場合には、当社は当該資料・情報等を消去するものとします。

第12条 (本サービスの廃止)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部または一部を廃止するものとし、廃止日をもって利用契約の全部または一部を解約することができるものとします。

- (1) 廃止日の30日前までに出版主へ通知した場合
- (2) 法令の改正等当社の責に帰さない事由により本サービスを提供できない場合
- (3) 天災地変により本サービスの継続が不可能となった場合

第4章 利用料金の支払

第13条 (利用料金)

本サービスの利用料金は、当社または代理店が別途提示する価格表に定めるものとします。

第14条（利用料金の支払）

1. 当社または代理店は、毎月末日締切にて、前条に基づく利用料金の請求書を出稿主に交付します。
2. 出稿主は、前項の請求に基づき、出稿主と当社または代理店が協議して定める時期・方法により、利用料金を支払うものとします。なお、出稿主が本項に定める支払を完了しない場合には、当社または代理店は第27条（サービスの一時中断）第2項に基づき本サービスの提供を一時中断することができるものとします。
3. 当社または代理店は、次の各号のいずれかに該当する場合には、出稿主は本サービスの提供を受けられない場合でも利用料金の支払義務を免れないものとし、出稿主から既に支払われた利用料金は返却されないものとします。
 - (1) 出稿主より本コンテンツの配信の依頼があった後に、出稿主の都合により配信を中止した場合
 - (2) 出稿主の都合により本サービスの利用を一時停止する場合
 - (3) 出稿主の責に帰すべき事由により利用契約の全部または一部が解除された場合
 - (4) 出稿主の責に帰すべき事由により本サービスの提供が一時中断された場合
 - (5) 第23条（禁止事項）第3項または第27条（サービスの一時中断）に定める事由により本サービスの提供の遅延または一時中断が発生した場合
 - (6) 第9条（利用契約の解約）、第10条（利用契約の解除）または第3条（約款の改訂）第3項により利用契約の全部または一部が解約または解除された場合

第15条（利用料金の変更）

当社または代理店は、価格表を変更する場合には、当該変更の30日前までに出稿主に変更内容を通知することにより、出稿主との利用契約に適用することができるものとします。

第5章 本サービスの利用

第16条（出稿主による利用）

出稿主は、本サービスを、利用契約の条件に則り自己の事業のためにのみ利用することができるものとします。

第17条（本サービス利用のための設備設定・維持）

1. 出稿主は、自己の費用と責任において、本サービス利用のための環境を維持するものとします。
2. 出稿主は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して出稿主設備をインターネットに接続するものとします。
3. 出稿主設備、前項に定めるインターネット接続および本サービス利用のための環境に不具合がある場合、当社は出稿主に対して本サービスの提供の義務を負わないものとします。
4. 当社は、当社が本サービスに関して保守、運用上または技術上必要であると判断した場合、

出稿主が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、出稿主に通知し出稿主の承諾を得たうえで監視、分析、調査等必要な行為を行うことができます。

第18条 (ID・パスワードの利用)

1. 当社は、出稿主に対し、利用契約成立後、ID・パスワードを設定の上、これを交付します。出稿主は善良なる管理者の注意をもって、当該ID・パスワードを管理するものとし、利用するID毎に当社が定めるIDの利用権限の範囲内でのみ利用できるものとします。なお、当社は、出稿主によっては複数のID・パスワードを交付することがあります。
2. 本サービスにおいて出稿主のID・パスワードによりなされた行為は、当該出稿主によりなされたものとみなし、当該出稿主がこれに関わる一切の責任を負うものとします。
3. 当社は、出稿主のID・パスワードが第三者に使用されたことによって当該出稿主または第三者が被った損害については、当該出稿主または第三者の故意過失の有無にかかわらず一切責任を負いません。

第19条 (責任者・担当者)

1. 出稿主は、本サービスの利用に関する管理責任者および担当者を、第6条(利用契約の成立)第1項に定める利用申込書に記載するものとし、本サービスの利用に関する当社または代理店との連絡・確認等は、原則として担当者を通じて行うものとします。
2. 出稿主は、利用申込書に記載した管理責任者または担当者に変更が生じた場合、当社に対し、速やかに通知するものとします。

第20条 (配信の依頼)

1. 出稿主は、本コンテンツの配信の依頼を行う場合には、配信を予定する本コンテンツの素材となるチラシ原稿その他の情報素材を、当社の定める日時までに当社の指定する形式で当社または代理店に提供するものとします。また出稿主が第三者をして当社または代理店に対して情報素材を提供させる場合も同様とします。
2. 出稿主は、前項に基づき情報素材を当社に入稿する際には、併せて、別途当社が指定する情報を当社の指定する形式にて当社または代理店に提供するものとします。
3. 出稿主またはその指定する第三者において前2項の規定が遵守されなかったことに起因する、本サービスの提供遅延、出稿主の意図と異なる配信等の問題が生じた場合といえども、当社および代理店は、通常行うべき本サービスの提供を誠実に履行したものとみなし、これについて出稿主は異議を唱えないものとし、また当社および代理店はこれにより生じた損害につき免責されるものとします。

第21条 (権利の許諾)

1. 出稿主は、情報素材のデジタル化、情報の抽出、本コンテンツへの加工、および本コンテンツとしてあらゆる本メディアへ配信すること等を含み、当社が情報素材を、本サービスの提供およびマーケティング活動のために必要な範囲で利用することを、無償で許諾(情報素材に含まれる著作権、商標権、肖像権その他の一切の権利に基づく許諾を含みます。)するものとします。

2. 出稿主は、当社が自己の顧客に本サービスを提案する目的において、当社が紹介事例として情報素材または本コンテンツを利用することを無償で許諾するものとします。
3. 出稿主は、前2項に定める許諾に支障のないように、情報素材に含まれる各種の権利（著作権、商標権、肖像権その他の一切の権利を含みます。）を適切に処理した上で当社または代理店に提供するものとし、当該権利を原因として問題が生じた場合には、出稿主の責任と費用において解決するものとします。

第22条（情報素材の保証）

出稿主は、本サービスの利用のために当社または代理店に提供するチラシ原稿その他の情報素材について、以下の各号に定める事項を保証するものとします。

- (1) 著作権、商標権、肖像権およびその他の第三者の権利を侵害していないこと
- (2) 不当景品類および不当表示防止法、不正競争防止法、薬事法およびその他の法令ならびに業界団体が定める規制に抵触していないこと
- (3) 当社が別途提示するコンテンツ掲載基準を遵守していること
- (4) 次条の第1項に定める禁止事項に該当する内容が存在しないこと

第23条（禁止事項）

1. 出稿主は、本サービスの利用にあたり、次の各号のいずれかに該当する行為を行わないものとします。
 - (1) 法律、命令、処分、その他の規制に違反する行為
 - (2) 犯罪行為を惹起または助長する行為その他犯罪行為に結びつく行為
 - (3) わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待にあたる図画・文章に該当するものを掲載する行為
 - (4) 当社または第三者が有する著作権、商標権、肖像権、プライバシーその他の権利・利益を侵害または侵害するおそれのある行為
 - (5) 利用契約等に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
 - (6) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (7) 無限連鎖講を開設し、またはこれを勧誘する行為
 - (8) ウィルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信または書き込む行為
 - (9) 当社または第三者を誹謗中傷し、またはその名誉、信用を害する行為
 - (10) 虚偽情報、事実誤認を生じさせる情報等を掲載する行為
 - (11) 選挙の事前運動、選挙運動またはこれらに類似する行為および公職選挙法に抵触する行為
 - (12) 出稿主が前条に定める保証に違反していると当社が判断する行為
 - (13) 第三者の設備または本システムの利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
 - (14) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクをはる行為
 - (15) その他、公序良俗に反することが明らかな行為
2. 出稿主は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、または該当す

る行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。

3. 当社または代理店は、出稿主の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであること、または本コンテンツの内容が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合には、事前に出稿主に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を一時停止し、または第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、当社または代理店は、出稿主の行為または本コンテンツの内容を監視する義務を負うものではありません。

第24条（個人情報収集の禁止）

出稿主は、当社の書面による事前の承諾なしに、本サービスを通じて個人情報の収集を行わないものとします。万が一アクセスユーザーの個人情報について、アクセスユーザーまたは第三者との間で何らかのトラブルが生じたときは、出稿主は自己の責任と費用において解決し、当社または代理店に一切の損害を与えないものとします。

第25条（トラブルへの対応）

1. 出稿主による本サービスの利用に関連して、出稿主とアクセスユーザーもしくは第三者との間で何らかのトラブルが生じた場合、またはアクセスユーザーもしくは第三者が当社、代理店もしくは当社の提携先に当該トラブルに基づく請求を行ってきた場合には、出稿主は自己の責任と費用をもって速やかに解決し、当社、代理店および当社の提携先に一切損害を与えないものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由に起因するトラブルについてはこの限りではありません。
2. 出稿主による本サービスの利用に関連して、アクセスユーザーまたはその他の第三者より当社に出稿主の本コンテンツについてクレームがあった場合、出稿主に対する通知を要することなく、当社の裁量において当該本コンテンツの配信を停止する等の措置を行うことができるものとします。

第6章 本サービスの提供

第26条（善管注意義務）

当社は、本サービスの利用期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。

第27条（サービスの一時中断）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に出稿主に通知することなく、一時的に本サービスの全部または一部の提供を中断することができるものとします。
 - (1) 本システムの保守を行う場合
 - (2) 本システムの故障による場合
 - (3) 運用上または技術上の理由でやむを得ない場合
 - (4) 裁判所の命令または法令に基づく強制的な処分が行われた場合
 - (5) 停電等により、非常用電源等のバックアップを準備し活用したにもかかわらず、本サー

ビスの提供が困難となった場合

(6) 火災・停電等の事故、地震・洪水等の天災、運輸障害、戦争・暴動・労働争議等の不可抗力により、本サービスの提供ができなくなった場合

(7) その他運営者の責に帰さない事由により本サービスの提供が困難となり、かつ、事前の通知が不可能な場合

2. 当社は、出稿主が第10条（利用契約の解除）各号のいずれかに該当する場合、第23条（禁止事項）に該当した場合または出稿主が利用料金未払い等、利用契約に違反した場合には、出稿主への事前の通知もしくは催告を要することなく本サービスの全部または一部の提供を停止し、または、当該違反に関する本コンテンツを削除することができるものとします。
3. 当社は、第1項各号に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して出稿主またはその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第28条（不保証）

1. 当社または代理店は、本サービスを合理的範囲での注意をもって提供しますが、本サービスによる広告効果ならびに出稿主における売上の保証、および本サービスの完全性、正確性、有用性等の保証を行うものではなく、また本約款に記載する内容に従って本サービスを誠実に提供することに努める限り、当社および代理店には故意、過失はないものとみなします。
2. 出稿主は、出稿主が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等については、出稿主は自らの責任で同一のデータ等をバックアップとして保存しておくものとし、当社はかかるデータ等の保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わないものとします。

第29条（損害賠償責任）

1. 出稿主が本サービスの利用に関連して、当社または代理店に損害を与えた場合、出稿主はその損害を賠償する責を負うものとします。
2. 本サービスの利用に関して、当社または代理店の責に帰すべき事由により出稿主に損害が発生した場合には、責ある当事者は、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービスまたは利用契約に関して、明らかに当該当事者の責に帰すべき事由により当該当事者が利用契約に違反したことが直接の原因で出稿主に現実に発生した通常の損害に限り、かつ、当該損害の原因となった事由が生じた月の前月の基本サービスの利用料金の総額を超えない範囲で、その損害を賠償するものとします。なお、いかなる場合においても、当社または代理店は、間接損害、特別損害、逸失利益およびその他の派生的に生じた損害については、賠償の責を負わないものとします。

第30条（免責）

当社および代理店が本サービスまたは利用契約等に関して負う責任は、理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものとし、当社および代理店は、以下の各号に定める事由のいずれかに起因して出稿主が被った損害について、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わず、本サービスの利用料金の返還を行わないものとします。

- (1) 第27条（サービスの一時中断）に定める事由による一時停止
- (2) 当社が出稿主から提供を受けた情報素材の不備
- (3) 出稿主による本サービスの不正利用
- (4) 出稿主が利用契約または本約款に定める事項を遵守しないこと
- (5) 出稿主が当社へ登録した情報、連絡先情報の不備
- (6) 火災・停電等の事故、地震・洪水等の天災、運輸障害、戦争・暴動・労働争議等の不可抗力
- (7) 出稿主の設備の障害または本システムまでのインターネット接続サービスの不具合等出稿主の接続環境の障害
- (8) 本システムからの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
- (9) 当社が第三者から導入しているコンピューターウイルス対策ソフトについて当該第三者からウイルスパターン、ウイルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピューターウイルスの本システムへの侵入
- (10) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本システム等への第三者による不正アクセスまたはアタック、通信経路上での傍受
- (11) 当社が定める手順・セキュリティ手段等を出稿主が遵守しないことに起因して発生した損害
- (12) 本システムのうち当社の製造に係らないソフトウェア（OS、ミドルウェア）およびデータベースに起因して発生した損害
- (13) 本システムのうち、当社の製造に係らないハードウェアに起因して発生した損害
- (14) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
- (15) 刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分
- (16) 当社の責に帰すべからざる事由による、情報素材の搬送途中での紛失等の事故
- (17) 委託先の業務に関するもので、委託先の選任・監督につき当社に過失などの帰責事由がないこと
- (18) その他当社の責に帰すべからざる事由

第7章 その他

第31条（秘密保持）

1. 当社および出稿主は、本サービスの利用に関連して、相手方から開示を受けた秘密情報を秘密に保持し、相手方の書面による事前の承諾なしに第三者に開示・漏洩してはならないものとします。ただし、当社は、本サービスの一部を第三者に委託する場合には、当該第三者に対し、必要な範囲内に限り、かつ本条に定める義務を負わせることを条件に、出稿主の秘密情報を開示できるものとします。
2. 前項の秘密情報には、次の各号に該当するものは含まれないものとします。
 - (1) 開示を受ける前に、既に公知であるか、自己において既に保有していた情報
 - (2) 開示を受けた後に、自己の責によらずして公知となった情報

- (3) 正当な権限を有する第三者から取得した情報
 - (4) 自己が独自に開発または取得したことを証明できる情報
3. 第1項の定めにかかわらず、当社および出稿主は、法令に基づく公権力の発動によって開示を求められた場合には、法令に要求される範囲で、秘密情報を開示できるものとします。ただし、当社および出稿主は当該要求を速やかに相手方に通知し、当該秘密情報の秘密性を保持するために合理的に取りうる手段がある場合には、その手段を取るべく努力するものとします。

第32条（権利譲渡等の禁止）

出稿主は、当社の事前の書面による承諾なく、本約款および利用契約に基づく自己の権利・義務の全部または一部を、第三者に譲渡もしくは転貸、売買、質権その他の担保に供する等の行為をしてはならないものとします。

第33条（準拠法）

本約款および利用契約の成立・効力・履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第34条（合意管轄）

出稿主と当社の間で紛議の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第35条（協議）

本約款に定めのない事項および各条項の解釈に疑義が生じた場合には、出稿主と当社および代理店は、誠意をもって協議し解決するものとします。

本約款は2002年7月15日より実施します。

改訂：2009年10月1日

2012年6月1日

Shufoo! GIS 規約

第1条(定義)

本規約において使用する用語は、特に定めのない限り、Shufoo! (シュフー) サービス利用約款 (以下「本約款」といいます) と同一の意義を有するものとします。

第2条 (Shufoo!GIS レポートサービス)

1. Shufoo!GIS レポートサービス (以下「GIS レポートサービス」といいます) とは、当社または代理店が出稿主に対して、本サービスの基本サービスとして、アクセスユーザーによる本コンテンツの閲覧状況、当該閲覧に関する地図情報および本コンテンツのチラシログ解析結果のレポート (以下「GIS レポート」といいます) を提供するサービスをいいます。
2. GIS レポートの内容について、当社は当社の裁量により変更することができるものとします。

第3条 (GIS レポートの提供)

1. 出稿主は、GIS レポートサービスにおいて、ID・パスワードを用いて GIS レポートをダウンロードすることにより GIS レポートを取得することができます。
2. 出稿主は、ID・パスワードにつき、出稿主が本サービスに登録する店舗または企業のうち1店舗または1企業あたりそれぞれ1ヶ月に10回まで GIS レポートをダウンロードすることができるものとします。
3. 出稿主は、利用申込書に記載の部門においてのみ該当する ID・パスワードにて GIS レポートをダウンロードできるものとします。

第4条 (GIS レポートデータの保存)

当社が GIS レポートを保持する期間は一つの GIS レポートあたり3ヶ月間 (当月を含まず) とし、出稿主は当該期間に限り対象となる GIS レポートをダウンロードできるものとします。

第5条(出稿主の遵守すべき事項)

1. 出稿主は、GIS レポートサービスを使用するにあたり、GIS レポートサービスまたは GIS レポートの全部もしくは一部について、本規約に明示的に許諾されている場合を除いて、以下の各号に定める行為を行わないものとします。
 - (1) 電子記録媒体による複製行為
 - (2) 有償無償を問わず第三者に譲渡または貸与する行為
 - (3) 不特定または多数の公衆に送信する行為
 - (4) 電子メール、FAX 等により GIS レポートを送信する行為
 - (5) GIS レポートの翻訳、翻案または改変行為
 - (6) 出稿主以外の第三者への開示、頒布またはコンサルティングレポート印刷物等への掲載行為
 - (7) GIS レポートサービスで提供される人口情報、世帯情報、地図情報等の各種データ (以下「本データ」といいます) を単独に引き出し、単独で、または本システム以外のシステム上で利用する行為

- (8) 当社の定める範囲を超えて GIS レポートをダウンロードする行為
2. 出稿主は、GIS レポートサービスにおいて、出稿主の ID・パスワード毎に、本約款 18 条の定めおよび本規約に基づき当社が許諾する範囲において、ID・パスワードを利用するものとします。

第 6 条(不保証)

1. 当社または代理店は、GIS レポートサービスが出稿主の利用目的に適合すること、或いは本データが網羅的であることまたは最新・正確なデータであることについて保証するものではありません。
2. 当社または代理店は、GIS レポートサービスで提供される地図及びデータが実際の地形、地物、名称等と完全に一致することを保証するものではありません。
3. GIS レポートサービスは、日本国内のみで利用でき、国外での一切の使用に関して当社または代理店の保証対象となりません。

第 7 条(賠償責任)

1. 出稿主が GIS レポートサービスを使用したことにより、第三者から出稿主に対して知的財産権の侵害の申立またはクレーム(以下「クレーム」といいます)が提起されたときは、当社または代理店は次の各号に掲げる事項を条件として、当社または代理店の費用と責任でこれを防御するとともに、この解決の為の費用及び損害賠償金が確定した場合には、本約款第 29 条の定めに基づき、これを出稿主に支払うものとします。
 - (1) 出稿主が当該クレームを提起された日から 30 日以内に、当社または代理店に対し書面でクレーム内容を通知すること
 - (2) 出稿主が当該クレームを防御し解決するために必要な情報、援助を当社または代理店に与えること
 - (3) 出稿主がその防御及び解決に関連する全ての交渉権限を当社または代理店に与えること
2. 出稿主が本規約に定める使用条件を遵守せず、問題が発生した場合には、出稿主は自己の費用と責任においてかかる問題を解決するとともに、当社または代理店に何らの迷惑または損害を与えないものとします。
3. 出稿主が、GIS レポートサービスに関する当社もしくは代理店またはデータ提供元の知的財産権を侵害した場合、または、前項において当社に損害を与えた場合は、出稿主は当社もしくは代理店に対して損害賠償責任を負うものとします。

第 8 条(免責)

1. 当社または代理店が GIS レポートサービスに関して追う責任は、理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものとし、当社または代理店は、以下の各号に定める事由のいずれかに起因して出稿主が被った損害について免責されるものとします。
 - (1) GIS レポートサービスの一部を変更或いは加工したことによるもの
 - (2) GIS レポートサービスのマニュアル上に記載する環境とは異なる環境にて使用したことによるもの
 - (3) ネットワーク、出稿主の機器、装置等の故障によるもの

- (4) 出稿主の誤操作に起因するもの
 - (5) 出稿主の本規約違反に起因するもの
2. 当社または代理店は、GIS レポートサービスを出稿主に提供するに際し、次の各号に掲げるいずれかの事由により出稿主又は第三者に損害が生じた場合において、データ等の復旧、損害の賠償その他一切の責任を負いません。
- (1) サーバーに蓄積又は転送されたデータ等が当社のサーバーその他の設備の故障、その他の事由により滅失もしくは損傷し、又は外部に漏れたこと。
 - (2) 出稿主又は第三者がサーバーに接続することができず、又はサーバーに接続するために通常よりも多くの時間を要したこと。
 - (3) 出稿主又は第三者がサーバーに蓄積されたデータ等を他所に転送することができず、又はこれを他所に転送するために通常よりも多くの時間を要したこと。

第9条(有効期間)

GIS レポートサービスの利用は、利用契約の成立に基づき出稿主に提供されるものとします。

第10条(その他)

本規約に定めのない事項は、すべて本約款の各条項が適用されるものとします。

本規約は 2012 年 6 月 1 日より実施します。

Shufoo! (シュフー)サービス(スポット)利用規約

第1条(定義)

本規約において使用する用語は、特に定めのない限り、Shufoo! (シュフー) サービス利用約款(以下「本約款」といいます)と同一の意義を有するものとします。

第2条(本規約の適用)

1. 本規約は、出稿主のうち、当社の提供するスポット型の課金体系にて本サービスを利用する出稿主に適用されるものとします。なお、スポット型の課金体系とは、当社が出稿主から本コンテンツの配信を依頼される都度、当該本コンテンツを1件当たり定額にて配信する本サービスの課金体系のことをいいます。
2. 本規約に定めのない事項は、すべて本約款の各条項が適用されるものとします。

第3条(サービス内容の変更)

本約款第5条の定めにかかわらず、サービス内容の変更については以下の通り読みかえるものとします。

「当社は、出稿主が利用している本サービスの種類、価格またはその内容を随時変更できるものとします。この場合、当社は、変更後の本サービスの種類、価格またはその内容を価格表に記載するものとし、本サービスは、本コンテンツの配信の依頼時における最新の価格表に従い提供されるものとします。」

第4条(利用料金の支払)

本約款第14条第1項の定めにかかわらず、利用料金の支払については以下の通り読みかえるものとします。

「当社または代理店は、本コンテンツの配信終了月の末日締切にて、前条に基づく利用料金の請求書を出稿主に交付します。」

第5条(ID・パスワードの利用)

本約款第18条(ID・パスワードの利用)の定めは本規約の対象外とします。

本規約は2012年6月1日より実施します。

Shufoo!みるとく～ポン利用規約

第1条（定義）

本規約において使用する用語は、特に定めのない限り、Shufoo!（シュフー）サービス利用約款（以下「本約款」といいます）と同一の意義を有するものとします。

第2条（Shufoo!みるとく～ポンサービス）

Shufoo!みるとく～ポンサービス（以下「みるとく～ポンサービス」といいます）とは、当社または代理店が出稿主に対して、本サービスのオプションサービスとして、本サービスの会員（以下「会員」といいます）へのクーポン提供の実施のために、クーポン発行システム、クーポン発券機、その他クーポン提供に必要な各種ツールを提供するサービスをいいます。

第3条（クーポンの発行）

1. 出稿主は、みるとく～ポンサービスにおいて、該当店舗の本コンテンツを閲覧した会員に対して、当該店舗にて、当該店舗にて利用可能な出稿主のクーポン（以下「本クーポン」といいます）を発行するものとします。
2. 出稿主は、自己の裁量により、本クーポンの優待内容、利用条件、有効期間等、本クーポンの条件を定め、当該条件について一切の責任を負うものとします。当社または代理店は、本クーポンの失効、または本クーポンの内容の不備等の本クーポンに起因する損害について、一切の責任を負わないものとします。
3. 本クーポンの原資は出稿主が負担するものとします。
4. みるとく～ポンサービスにおいて、出稿主が本クーポンに係わる取引の当事者となります。
5. 当社または代理店は本クーポン自体および本クーポンに係わる取引には関与せず、その責任を負わないものとします。万一本クーポンに関してトラブル等が発生した場合には、出稿主がその対応を行うものとし、当社に一切の迷惑をかけないものとします。

第4条（クーポン発券機）

1. 当社は、みるとく～ポンサービスにおいて、出稿主に対し、会員による貴社店舗でのクーポン発券のためのクーポン発券機（以下「本クーポン発券機」といいます）を貸与します。
2. 出稿主は、本クーポン発券機は、別途当社が提示する店舗運用マニュアル（以下「運用マニュアル」といいます）に従い、善良なる管理者の注意をもって管理・運用するものとします。
3. 出稿主は、万一本クーポン発券機に動作不具合がある場合には、運用マニュアルに基づく一次対応を行うものとします。当該一次対応後も動作不具合が解消されない場合、出稿主はその旨を当社に通知し、当社は原則として、本クーポン発券機を代替品と交換することで当該動作不具合に対応します。

第5条（みるとく～ポンサービス利用のための設備設定・維持）

1. 出稿主は、自己の費用と責任において、当社が定める条件にて前条にて貸与された本クーポン発券機を利用するために必要な設備を設定し、当該設備および本サービス利用のための環境を維持するものとします。

2. 出稿主は、みるとく～ポンサーサービスを利用するにあたり、自己の責任と費用をもって、みるとく～ポンサーサービスを利用するために必要な電気通信事業者等による電気通信環境を維持するものとします。
3. 第1項の設備、前項に定める電気通信環境およびみるとく～ポンサーサービス利用のための環境に不具合がある場合、当社は出稿主に対して本サービスの提供の義務を負わないものとします。
4. 当社は、当社がみるとく～ポンサーサービスに関して保守、運用上または技術上必要であると判断した場合、出稿主がみるとく～ポンサーサービスにおいて提供、伝送するデータ等について、出稿主の承諾を得たうえで監視、分析、調査等必要な行為を行うことができます。

第6条 (利用料金)

みるとく～ポンサーサービスの利用料金は、当社または代理店が別途提示する価格表に定めるものとします。

第7条 (ユーザー対応)

出稿主は、みるとく～ポンサーサービスにおいて、会員またはアクセスユーザーより本クーポン、本クーポン発券機及び本クーポンに係わる取引に関する問い合わせがあった場合には、運用マニュアルに従い、当該問い合わせに対する一次対応を行うものとします。

第8条 (不保証)

当社または代理店は、みるとく～ポンサーサービスを合理的範囲での注意をもって提供しますが、その正確性、完全性、確実性、有用性、継続性等について何らの保証を行わず、また、当社または代理店は、また本約款に記載する内容に従って本サービスを誠実に提供することに努める限り、当社および代理店には故意、過失はないものとみなします。

第9条 (損害賠償責任)

みるとく～ポンサーサービスの利用に関して、当社または代理店の責に帰すべき事由により出稿主に損害が発生した場合には、責ある当事者は、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、みるとく～ポンサーサービスに関して、明らかに当該当事者の責に帰すべき事由により当該当事者が本規約に違反したことが直接の原因で出稿主に現実に発生した通常の損害に限り、かつ、当該損害の原因となった事由が生じた月の前月のみるとく～ポンサーサービスの利用料金の総額を超えない範囲で、その損害を賠償するものとします。なお、いかなる場合においても、当社または代理店は、間接損害、特別損害、逸失利益およびその他の派生的に生じた損害については、賠償の責を負わないものとします。

第10条 (その他)

本規約に定めのない事項は、すべて本約款の各条項が適用されるものとします。

本規約は2012年6月1日より実施します。